（別紙）　目　録
小切手　５通
⑴小切手番号　Ｘ152293
金額　白地
支払人　株式会社三井住友銀行大塚支店
支払地　東京都文京区
振出日　白地
振出地　東京都品川区
振出人　申立人（小切手上の商号オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社）
最終所持人　申立人（小切手上の商号オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社）
⑵小切手番号　ＪＵ155810
⑶小切手番号　ＴＮ155941
⑷小切手番号　ＨＶ156003
⑸小切手番号　ＨＶ156005
⑵、⑶、⑷及び⑸の小切手の金額、支払人、支払地、振出日、振出地、振出人及び最終所持人は⑴の小切手の記載に同じ

平成２４年（へ）第１５７号
東京都新宿区西新宿６丁目24番１号
申立人　東京美装興業株式会社
代表者代表取締役　八木　秀記
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月21日
平成24年11月22日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ247033
金額　4,070,000円
支払期日　平成24年８月31日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社みずほ銀行浜松町支店
振出日　平成24年６月５日
振出地　東京都中央区
振出人　株式会社シミズ・ビルライフケア　代表取締役社長　釆女　正幸
受取人　申立人
最終所持人　申立人

別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である平成24年11月21日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、上記権利は失権する。

平成２４年（へ）第１４３号
東京都北区赤羽西１丁目４番７号
申立人　小川　良治
東京都北区赤羽西１丁目４番７号
申立人　小川眞里子
権利の届出の終期　平成24年11月21日
平成24年11月22日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　北区赤羽西二丁目508番１
宅地　現在登記簿上165・28平方メートル
２登記年月日番号　東京法務局北出張所昭和15年３月７日受付2550号
３登記した権利の内容
昭和15年３月７日条件付賃借権設定契約
賃借権者　東京都浅草区田原町一丁目10番地　相生無尽株式会社
存続期間５年
賃料１月５円、同支払期毎月末日

平成２４年（へ）第１４７号
東京都江戸川区中葛西５丁目21番18号
申立人　佐久間道夫
権利の届出の終期　平成24年11月21日
平成24年11月22日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　東京都江戸川区中葛西５丁目21番７
宅地　648.81㎡
土地　東京都江戸川区中葛西５丁目21番24
宅地　127.43㎡
２登記年月日番号及び登記した権利の内容　東京法務局江戸川出張所明治37年６月３日受付第1874号
登記の目的　賃借権設定
原因　明治37年６月３日設定
借賃　１ヶ月金15円
支払期　支払期間満了迄前払済
存続期間　明治37年６月３日より明治39年12月20日迄
特約　転貸を為し得る但し合併事由は同区小島町二丁目土地登記第623号に詳記す
賃借権者　京橋区霊巌島四日市町18番地　杣山石五郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１４号
北海道三笠市唐松町２丁目304番地
債務者　丸安商事株式会社
代表者代表取締役　鈴木　　誠
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　昌彦
４　破産債権の届出期間　平成24年12月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前10時
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１２３３号
東京都中央区日本橋小伝馬町16番８号共同ビル94
債務者　株式会社メディエイト
代表者代表取締役　寺村　　誠
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　好生
４　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２４４２号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目８番21―407号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷３丁目12番21号
債務者　有限会社井村デザイン事務所
代表者清算人　井村　恵一
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末吉伸一郎
４　破産債権の届出期間　平成24年12月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前10時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３２号
金沢市高柳町５の24番地20、従前の本店所在地金沢市彦三町１丁目17番６号
債務者　株式会社盤水社
代表者代表取締役　中山　貴之
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鹿島　啓一
４　破産債権の届出期間　平成24年12月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後１時45分
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２５７号
愛知県豊橋市牛川通５丁目９番地の７
債務者　株式会社ティーピーオー
代表者代表取締役　原田　伸夫
１　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅生　剛弘
４　破産債権の届出期間　平成24年12月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４３６号
金沢市米泉町６丁目13番地・14番地
債務者　昭運株式会社
代表者代表取締役　小森　健二
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　敦賀　彰一
４　破産債権の届出期間　平成25年１月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午前10時30分
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１１０１号
広島県山県郡北広島町有田756番地の１
債務者　クレイン株式会社
代表者代表取締役　福本　正彦
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺垣　　玲
４　破産債権の届出期間　平成24年12月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午後３時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部